

【超過勤務縮減に向けたこれまでの主な取組】

1. 各府省を直接訪問しての調査・指導

令和4年度以降、勤務時間調査・指導室において、各府省を直接訪問して、勤務時間の管理等に関する調査を実施し、他律部署・特例業務の範囲を指導。

令和6年度は、調査・指導を更に充実させるため、対象となる職員数を増やして実施。

2. 月100時間等の上限を超える場合の特例業務の範囲に関する通知の発出

月100時間や平均月80時間の上限を超える場合の特例業務の範囲をより慎重に判断することなどを求める通知を、令和7年3月に各府省に発出。

3. 各府省における超過勤務状況の把握・関係各方面への説明

- ・ 令和5年度に上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員については、令和6年10月時点の全府省（45府省等）の状況を取りまとめ、令和6年12月に公表。

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2412/jogenR5.html



- ・ 国会对応業務等の超過勤務への影響や業務量に応じた要員確保の状況等を把握するため、令和4年度に各府省に対してアンケートを実施し、関係各方面に説明や協力依頼。その後の各府省の実態を把握するため、令和6年度にフォローアップアンケートを実施し、国会对応業務に係る結果について勧告時報告に盛り込み関係各方面に説明。

- ・ 業務量に応じた要員確保についても、アンケート結果を踏まえ、各府省の実情を把握し、関係部局と意見交換・協力依頼。

<https://www.jinji.go.jp/content/000005247.pdf>

